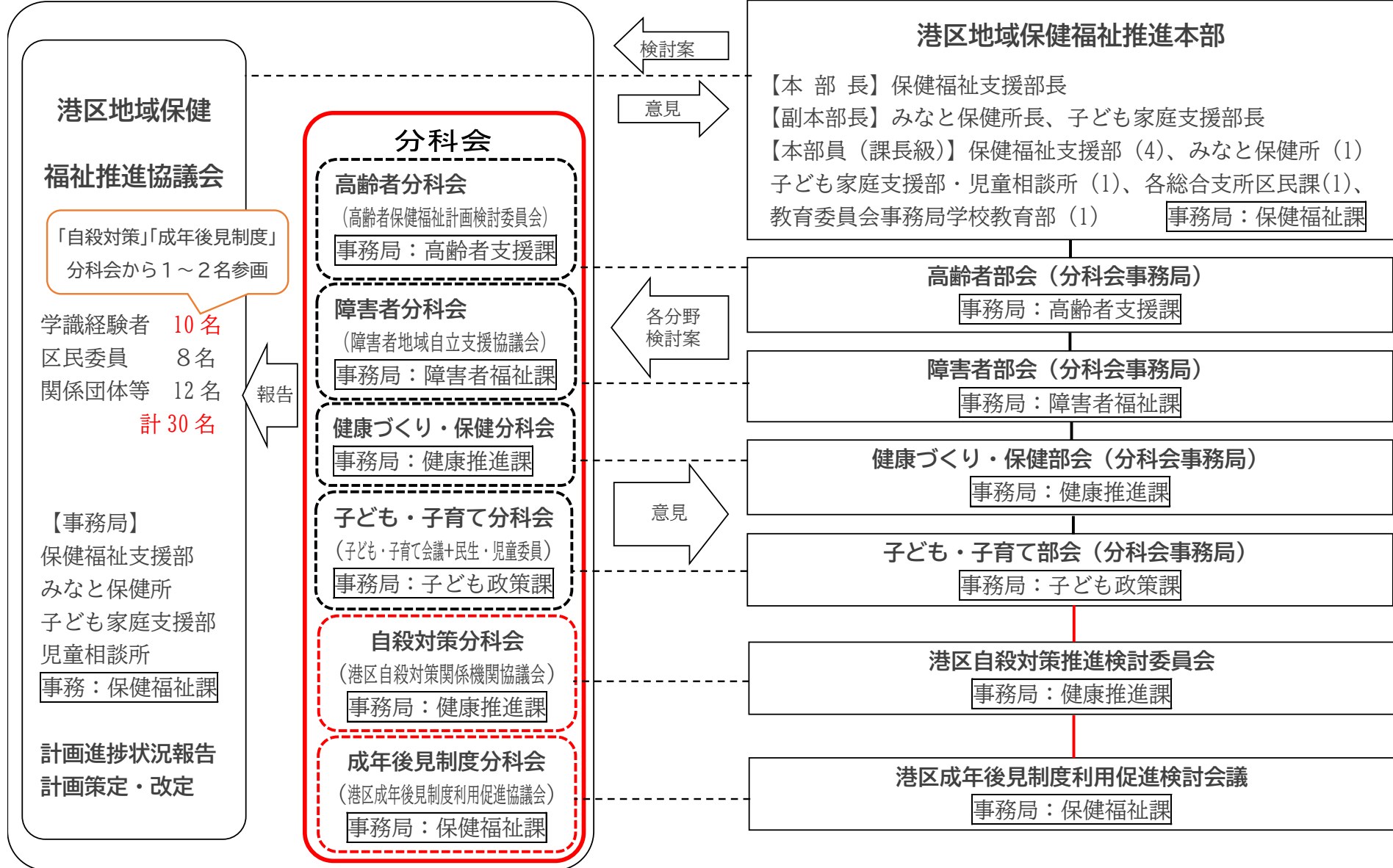


# 令和6年度以降の検討体制について（案）

## 港区地域保健福祉計画等の新検討体制【案】

外部検討組織

内部検討組織



### 1 分科会について

今般の港区地域保健福祉計画改定の中で新たに一体的に策定する計画に係る検討組織を、港区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の分科会とします。

(1) 港区自殺対策関係機関協議会（港区自殺対策推進計画）「自殺対策分科会」とします。

(2) 港区成年後見制度利用促進協議会（港区成年後見制度利用促進基本計画）「成年後見制度分科会」とします。

### 2 協議会構成員について

協議会委員として、自殺対策分科会及び成年後見制度分科会から、委員が参画することとします。

# 【参考】現行（令和5年度）の検討体制

## 港区地域保健福祉計画等の検討体制

